

上位計画である総合振興計画基本構想と整合を図り、環境保全条例に基づき、町、住民、事業者が役割を分担し、協働し、連携し地域における環境保全に関する施策を推進していくための基本的な計画です。

第5次総合振興計画 基本構想 第4章 施策の大綱

(2)美しい景観・自然が守られるまちづくり【自然環境・生活環境】

①循環型社会の形成

持続可能な環境配慮型まちづくりを進めるため、環境に負荷をかけない活動を広めていきます。また、学校や生涯学習の場で環境に対する意識啓発を行い、環境に関心の高い人材を育成します。

②ごみ処理の充実

町民全体でごみの発生を抑制するとともに、発生するごみについても分別収集やリサイクルを推進し、ごみの減量化を図ります。また、ごみ処理施設の適正な維持管理と計画的な更新を進めます。

③公園・緑地の整備

公園は住民の憩いの場や子どもが安心して遊べる空間です。そのため、ゆとりとにぎわいのある公園・緑地の整備を進めるとともに、住民が愛着を持ってかかわることのできる維持管理の仕組みを構築します。

④河川の整備

災害対策として河川の堤防強化を進めます。また、親水空間やビオトープなど住民の憩いの場となる整備を推進します。さらに、小河川の水質の保全や親水空間としての整備を図ります。

⑤農村集落の環境整備

地域住民との協働により、良好な農村集落の景観保全を図るとともに、生活基盤の整備を推進し、質の高い生活環境を構築します。

⑥その他

自然環境の保全、希少動植物の保護、不法投棄の禁止等